

## 平成26年建設市民委員会会議録

1. 招集年月日 平成26年12月15日
2. 招集の場所 可児市役所5階第1委員会室
3. 開 会 平成26年12月15日 午前8時59分 委員長宣告

### 4. 審査事項

#### 報告事項

1. 可児市手数料徴収条例の一部改正について
2. 土田渡地内多目的広場整備事業に係る基本計画(案)及びスケジュール(案)について
3. Kマナーの経過報告について
4. 可茂広域行政事務組合視聴覚ライブラリーについて
5. 文化創造センター a l a の音響設備の再利用について
6. 「公園育みあい事業」募集概要について

#### 協議事項

1. 空き家等の適正管理に関する条例について
2. その他

### 5. 出席委員 (7名)

委員長	板津博之	副委員長	山田喜弘
委員	小川富貴	委員	中村悟
委員	山根一男	委員	澤野伸
委員	伊藤壽		

### 6. 欠席委員 なし

### 7. 説明のため出席した者の職氏名

市民部長	西田清美	建設部長	西山博文
地域振興課長	坪内豊	生涯学習文化室長	堀部建樹
環境課長	高野志郎	建設部次長兼 用地課長	樋口孝男
都市整備課長	三好英隆	建築指導課長	守口忠志
都市計画課長	纈纈新吾	都市政策係長	溝口英人

8 . 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局  
書 記 村 田 陽 子

議 会 事 務 局  
書 記 熊 澤 秀 彦

委員長（板津博之君） それでは、これより建設市民委員会を開催いたします。

皆さん、おはようございます。

冒頭に、行政視察会計報告を配付させていただきましたので、委員の皆様、各自御確認ください。

それでは、改めまして、ただいまから建設市民委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

報告事項 1 . 可児市手数料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

建築指導課長（守口忠志君） 資料ナンバー 1 番について御説明をさせていただきます。

法律の改正に伴う手数料の改正でございます。建築基準法及び住宅の品質確保の促進等に関する法律の改正に伴いまして、手数料が改正となります。可児市手数料徴収条例の一部改正を行うものでございます。

内容としましては、建築基準法の中身ですが、建築確認申請を出す際に構造計算を伴う建築物でございますが、可児市に提出された後に第三者機関へ提出するという流れで行っていたものが、確認申請の申請前に第三者機関へ直接その構造計算の部分を審議していただくようになった関係で、可児市の判定手数料として徴収していました、ここの、下の括弧の中の内容の改正概要につきまして今後不要となってまいります。それが 1 点目でございます。

2 点目としまして、住宅の品質確保の促進等に関する法律の改正に伴う長期優良住宅建築等計画の認定に係る手数料の改正でございます。

長期優良住宅の認定申請につきましては、今まで適合証をつけて認定するケースと、適合証なしに構造そのものを審査する 2 つの手数料がございますが、それにつけ加えまして、住宅性能評価書による認定が 1 つ追加となります。その場合ですが、現段階では手数料が県内統一ということでまだ具体的には示されてございませんが、現在、手数料としましては、長期優良住宅認定にあわせて適合証明つきの場合ですと、6,000円です。今認定申請を行っております。技術審査を含めて認定審査を行う場合は、一戸建て住宅につきまして 5 万円という手数料をいただいているところでございます。

それで、今後、住宅の品質確保の促進等に関する法律の改正に伴いまして審議いただく場合ですが、一戸当たり 2 万 2,000 円ほどを見込みとされておりますが、これにつきましては、今後県内調整した中で、3 月議会のほうへ御提案をさせていただきたいと考えております。

なお、建築基準法の施行日のほうですが、これは改正に伴う手数料の施行ですが、平成 27 年 6 月を予定しております。住宅の品質確保の促進等に関する法律につきましては、平成 27 年 4 月施行に合わせて施行を予定しております。以上でございます。

委員長（板津博之君） これより質疑を行います。

委員（小川富貴君） おはようございます。

お尋ねさせていただきます。2 点目です。今、御説明していただいた 1 点目が 6,000 円で、

技術審査のほうが5万円、そこに品質確保ということで、新たなチェックということでプラス2万5,000円の合計ということになるわけでしょうか。

建築指導課長（守口忠志君） 済みません。ちょっと説明不足でした。

技術審査を行って可児市に提出されたものにつきましては6,000円でございます。可児市で技術審査も行って認定申請も行う場合は5万円でございます。技術審査のかわりに品質確保制度に伴い行った場合は、技術審査の一部を可児市で審査するものですから2万2,000円という形になります。以上でございます。

委員（小川富貴君） 先ほど2万5,000円と言われたものと、今2万2,000円と言われたものはどういうふうな違いですか。

建築指導課長（守口忠志君） 済みません。2万2,000円でございます。済みません、私が話を間違えました。

委員（小川富貴君） 結局、長期優良住宅というものについて申請した場合、総合では、要するに住宅主は幾ら払わなきゃいけないことになるわけですか。

建築指導課長（守口忠志君） 認定そのものの手続の違いでございます。

認定手数料としましては、それぞれここで言います、内訳としています6,000円というのが手数料部分になります。第三者機関で最初の適合証をつけていただいて提出する場合は6,000円でございますが、その場合は、適合の部分につきましては、第三者機関のほうへ手数料を払っていただいていると考えていただければ結構です。それで、技術審査を含めてという5万円の場合でございますが、5万円のうち4万4,000円の部分というのが技術審査で、6,000円という形が認定手数料という形ですね。

それで、もう1つの品質確保に関するものにつきまして、住宅性能評価書をつけて提出された場合、これにつきましては、そのうちの一部技術審査が必要になってまいりますので、その部分がこれでいきますと、1万6,000円ほどが必要な技術審査を追加する部分で、6,000円が認定の部分という形になります。以上でございます。

委員（小川富貴君） わかりました。ありがとうございました。

委員長（板津博之君） ほかに発言はございませんか。

委員（山根一男君） 同じく1番のほうですけど、今までかかっていた10万8,000円とかいうのは民間に移るといふふうに考えていいんですか。建てられる方にとっては同じで、市役所としては徴収しないというふうに受けとめてよろしいんでしょうか。

建築指導課長（守口忠志君） 建築基準法に伴う改正の部分でございますが、その部分につきましては、一旦可児市が、例えば構造計算があるものについて市のほうで受けまして、そのお金につきましては、ここに書いてある手数料は、そのまま今度民間のほうへ委託として出していたんですね。それを直接第三者機関へやることによって、手続的にもスムーズに流れていくということで改正されたものでございます。以上です。

委員長（板津博之君） ほかに発言はございませんか。

委員（小川富貴君） 手続的にもスムーズに行くことはわかるんですけど、市が責任を持っ

て関与しなければならない部分について、今までと比べて問題はないというふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

建築指導課長（守口忠志君） そこにつきましては、第三者機関へ出されたものについて、構造計算の最終的なチェックは市のほうで行いますので、その部分については変わりはありません。

委員（小川富貴君） 承知しました。

委員長（板津博之君） ほかに発言はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは次に、報告事項２．土田渡地内多目的広場整備事業に係る基本計画（案）及びスケジュール（案）についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

都市計画課長（瀨瀬新吾君） おはようございます。

資料２に基づいて説明をさせていただきます。

土田渡地内の多目的広場につきましては、現在、用地買収などを進めております。このたび基本計画を策定いたしましたので、その概要について御報告をいたします。

整備の目的につきましては、Kルートの中に位置するようところに整備をいたしますので、自然を体感でき、またイベントや交流、スポーツ、防災といった機能を持つ多目的な広場としての整備を目指しております。

それで、市が進めております４つの柱、高齢者の安気づくり、子育て世代の安心づくり、地域・経済の元気づくり、まちの安全づくり、そういったものとの関連につきましても、そこに記載しておりますように、可児川下流域自然公園等へのアクセス駐車場や休憩所としての位置づけ、またグラウンドゴルフとかサッカーや草野球、キャッチボールといったスポーツでの利用、またイベントの会場であったり、災害時の広域避難場所と、そういったような位置づけをしております。

広場の整備の概要でございますが、整備の面積は約3.3ヘクタールでございます。多目的の広場とグラウンドをそれぞれ１カ所ずつ設けます。また、遊具を設置する場所についても１カ所設ける予定でございます。駐車場については、乗用車が80台、バス7台、また自転車についても30台設ける予定でございます。

総事業費につきましては、広場とアクセス道路、合計をいたしまして約8億円を見込んでおります。

整備のスケジュールにつきましては、用地買収については昨年度からかかっておりますが、完成目標としましては平成30年度を予定いたしております。

整備に当たっての方針としましては３点あります。安全に遊び、安心してくつろげる空間を整備すること。２つ目には、多目的に使えるオープンスペースを確保すること。３つ目には、Kルートの拠点としての役割を果たすこと、こういう形で整備を考えております。

それではめくっていただきまして、A3の横の図面をごらんいただきたいと思います。東

エリア、中央エリア、西エリアというふうに大きく3つに分けております。

東のエリアにつきましては、多目的のグラウンドを整備いたします。このグラウンドは体育施設ではなくて、公園設備の中のグラウンドという位置づけでございます。スポーツに対応できる土のグラウンドを予定しております、周囲を8メートルの防球ネットのフェンスで囲う予定でございます。また、このグラウンドの東側、この広場の一番東側に東駐車場として乗用車が49台、バス3台をとめるスペースを確保いたしております。

次に、中央エリア、中央の部分ですけれども、多目的グラウンドに接して駐車場がございますが、この部分については駐車場、それからイベント時の広場としても利用できるような使い方をしたいというふうに想定をしております。駐車場としましては、乗用車31台とバス4台を確保しております。

その西側に遊具のエリアということで、ここに主に小学生以下を対象としたような遊具の設置を考えております。また、桜井の泉というこの地域の資源がございますので、そういった泉もこのエリアの中でうまく生かせるようにしていきたいと考えております。

西側については、多目的の広場ということで芝生の広場を予定しております。また、中央の遊具の設置場所に近いところには築山を設けまして、子供たちの遊ぶスペースにもうまく活用できるようにしていきたいというふうに考えております。

また、この広場とグラウンド全体を周遊する道路がございますが、約800メートルございまして、そこも運動などに活用していただけるようにしたいと思います。全体としては、公園として自由に使っていただけるスペースとしておりますけれども、占用利用もできることとしております。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

委員長（板津博之君） それではこれより質疑を行います。

発言はございませんか。

委員（澤野 伸君） 済みません、何点か質問させていただきますが、まず1点目ですけれども、公園内の多目的グラウンドということで、占用利用の方法なんですけれども、公園ということになりますと、スポーツ施設とは違うということになるので、占用利用しようと思った場合の窓口はどういうふうに考えていらっしゃるでしょうか。

都市計画課長（瀧瀬新吾君） 公園としての管理は、都市整備課で行う予定でおります。占用の利用についても、都市整備課の窓口で行っていただくということを予定しております。以上です。

委員（澤野 伸君） そうすると、例えばいついつにこういうものをしたいとか、こういうイベントをしたいというのと、わざわざ都市整備課に来て申請を出して、許可をもらってというような手続になるのでしょうか。例えば一番近い公民館で、連絡所でやれるとか、そういう考えはなく、全くここが主体となってやる、本庁がやるということになるのでしょうか。

都市計画課長（瀧瀬新吾君） 現在のところ、都市整備課のほうでそういった窓口を行うという予定をしております。

委員（澤野 伸君） 使い勝手のほうは今後にします。

完成が平成30年度の予定ですが、進入路等々も含めてのものなのか。例えば、先に多目的広場、そして多目的グラウンドの整備に取りかかって、進入路は多分後になってくると思うんですが、そういった予定での平成30年なのか。また、余りこれは構造物がないので、ある程度スピーディーに中のことはできると思うんですが、その辺のスケジュールを具体的にもう少し教えていただけませんか。

都市計画課長（瀨瀬新吾君） 工事につきましては、広場については、工事は平成28年度から平成30年度まで、それから進入路については、平成29年度と平成30年度を予定しております。進入路については家屋の補償などがございますので、そういった補償なども並行しながら進めて、平成30年度の完成を目標としたいと思っております。

それと、今の公園の地図の中には、公園に接続した進入路の部分だけを今載せておりますが、主要地方道の土岐可児線からこの広場のほうに進入してくる道路がございまして、まだ用地の関係でルートは公表いたしておりませんが、土田渡の信号交差点の1つ東側の信号交差点、ちょうどK Y Bの駐車場があるところ、そこから入るといような計画をしております、その部分も含めての進入路ということでございます。その経費も全体の経費の中に入っておりますが、用地の関係でまだ地権者の方にもお話ができていない状況ですので、公表はもう少し用地の状況を見てからということを考えておりますので、よろしく願いいたします。

委員長（板津博之君） それでは、ほかに発言ございませんか。

委員（山根一男君） 幾つかちょっとお伺いしたいんですけど、まず財源的にはどのような構成で、アウトラインは何かあるんでしょうか。

都市計画課長（瀨瀬新吾君） 財源としては国の交付金を予定しております、国の交付金については、8億円のうち、現在の予定では3億7,500万円ほどを見込んでおります。以上です。

委員（山根一男君） わかりました。

あと、例えば名称なんかは今後公募したりとか、何か考えているようなことはありますでしょうか。

都市計画課長（瀨瀬新吾君） 今後検討してまいりたいと思います。

委員（山根一男君） もう1点、遊具につきましては小学生以下ということですが、何か子供たちが喜ぶような工夫といいますか、ありきたりなものではないアイデアとか何かお持ちですか。

都市計画課長（瀨瀬新吾君） このプランをつくるに当たりまして、市の職員でありますけれども、子育て世代の声を聞いております。

その中で、やはり斜面をうまく活用したような、あるいは山をつくったりしたフラットでないような遊び場があるといいんじゃないかとか、それから遊具についてもシンプルな遊具ですとか、余り大がかりのものでなくてもいいんじゃないかというようなさまざまな意見

をもらっていますので、そういったことをこの実施設計の中でも今後生かしていきたいというふうに考えております。

委員（山根一男君） では、まだこれからということでしょうけれども、ぜひ子供たちが喜んでここに行きたくなるようなものをぜひお考えいただきたいと思います。以上です。

委員長（板津博之君） ほかに。

副委員長（山田喜弘君） この多目的広場の天然芝というのはどの程度のレベルになるんですかね。何か市内で参考になるような芝ってありますか。

都市計画課長（瀨織新吾君） 現在のところ、川合公園の芝生を想定しています。

委員長（板津博之君） ほかに発言はございませんか。

委員（中村 悟君） 多目的グラウンドというか、全体を見て、このグラウンドというのは、例えばサッカーの正式な広さってとれる広さなんですか。サッカーの広さを知らないんで申しわけないんですけど。

都市計画課長（瀨織新吾君） この多目的グラウンドでは、サッカーの公式戦のコートのサイズが105メートル掛ける68メートルと聞いておりますが、そのコートは1面とれる大きさになっております。

委員（中村 悟君） 例えば塩河グラウンドも同じような感じなのがあるし、あれ何でしたっけ、花フェスタ記念公園の下にも同じような多目的広場というか、グラウンドというのが、可児市には大きなグラウンドがいっぱいあるんですけど、どれも使い勝手が悪いんですが、同じようなものを幾つもつくってもらえることはいいんですが、例えばこのグラウンドも、広場も含めて、例えば坂戸のグラウンドのことも言いましたけれども、例えば水はけとか、そういうことって考えてありますか。

都市計画課長（瀨織新吾君） グラウンドについては暗渠を入れまして、小学校のグラウンドと同等程度のものにしたいというふうに今考えております。

委員長（板津博之君） それではほかに発言ございませんか。

委員（小川富貴君） 可児市の公園って、例えば委員長の近くのふれあいパーク・緑の丘にしても、多分犬が入れなかったと思うんですけど、警察犬の大きな大会なんかがあちこちであるんですけど、結構お客さんも来て見ていらっしゃるんで、そういったようなものには対応できるんでしょうか。

都市計画課長（瀨織新吾君） 現在も市の公園は放し飼いはできませんが、リードをつけて犬を入れていただくことは可能となっておりますので、今のところ、基本線は同じような扱いにしたいと思っております。

委員長（板津博之君） ほかに発言はございませんか。

委員（澤野 伸君） ちょっと杞憂に終わればいいんですが、中央エリアの遊具とか、いろいろ施設があるんですが、ここはいわゆる河原のところにして、ふだんは人の出入りというのは少ないエリアで、なかなか対岸を見てもこういうエリアを組んで、美濃加茂側ですけども、遊具はないんですけども、こちら側でつくるとなると、あつてはいかんことですが

ど防犯上というか、余り隠れられるところがたくさんあると、そういうおそれもあるということも考えられるんです。

ここは民家から一段下がっておるところですので、事が起きたときには、なかなか防犯上どうかという懸念もあるんですけれども、そういった検討というのはされた上でこういうものをつくるということにされたんでしょうか。

当初、こういうものはなかったはずなんです。両面更地の多目的広場のような構想だったと思うんですけど、今回こういうのが出てきたので、そういった懸念というか、検討に入られたのかどうか、ちょっとお願いします。

都市計画課長（瀧澤新吾君） 今、御指摘の点はとても大事なことだと思っておりますので、今後実施設計に入ってまいります。そういったときに、安全面をどうするかということも含めて検討してまいりたいと思います。よろしくお願いします。

委員（小川富貴君） 私も、ひょっとしてこれはそういうところの場所じゃないかなあとふっと思っていたんですけど、確証がなかったもんですからお尋ねできなかったんですけど、要するに30年に一度、50年に一度、70年度に一度というのが割と頻度に起きている状況の中で、さらっていかれるということは想定の中に入っている設計でしょうか。

都市計画課長（瀧澤新吾君） 今のは木曾川の水ということでしょうか。

委員（小川富貴君） はい。

都市計画課長（瀧澤新吾君） この計画においては、公園の高さは堤防の高さとほぼ同等、もしくは少し高くなるように盛り土をするという計画をしております。木曾川の計画高よりも堤防は当然高いですし、それと同等、もしくは少し高いような位置での設計を考えておりますので、そういった川の影響を受けないというふうに考えております。

委員（小川富貴君） あわせてお聞きしたかったのは、残土が発生するか、発生しないのか。公共の土というのが必要となる場所なのか、必要でないのか。残土が発生するなら、その残土量、またそういった土が、要するに盛り土が必要な場合はどこから土を持ってきて、どのくらいその土を使われるのかを最後にお聞きしたいと思っているんですけど、おおよそどのくらいの換算がされているんでしょうか。

都市計画課長（瀧澤新吾君） 現在のところの盛り土の量としては、約1万立米を見込んでおりまして、まだ確定はしておりませんが、市道の二野大森線で出た残土などを想定しております。以上です。

委員長（板津博之君） ほかに発言はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、この報告事項については終了とさせていただきます。

次に、報告事項3．Kマナーの経過報告についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

市民部長（西田清美君） おはようございます。

それでは、報告事項3．Kマナーの経過報告につきましてでございます。

Kマナー事業につきましては、御承知のことかと思えますけれども、社会貢献システム事業として、今年度より3年間のモデル事業として実施をしているところでございます。約8カ月経過をしておりますけれども、数値的には資料にございますように、平成26年10月末というところでございますけれども、現状の報告を地域振興課長からさせていただきたいと思えます。

地域振興課長（坪内 豊君） それでは、10月末現在の状況と今後の取り組みについて報告をさせていただきます。

まず初めに、現状と課題でございます。これは、地域支え愛ポイント制度と経済のほうをちょっと分けて整理しております。

それでは、地域の支え合いの仕組みづくりであります地域支え愛ポイント制度のほうから説明をさせていただきます。

初めに現状です。ボランティアの登録者数につきましては、10月末で427名でございます。このうち新規の参加者の方が38名という状況でございます。この新規の参加者につきましては、最初の登録申請をされる時に書いていただいた折に基づいた数値でございます。427名のうち38名の新規ということでございます。

この427名の方の内訳としまして、性別としては、男性が37.7%、そして女性が62.3%ということで、大体4対6の比率ということになっております。

年齢につきましては、65歳以上の方が大体7割、それから65歳未満の方が大体3割という7対3という割合ですね。それから、65歳未満の方で20歳未満の方が12名見えまして、それから50代の方が40名というような内訳でございます。それから、宅老所とか、キッズクラブなどのポイントを交付させていただく機関の数が、40団体というような状況でございます。

そして、現時点での成果としましては、まずボランティアの活動をしてみえる方の励みとなったというふうに考えております。これは社会福祉協議会での、現場での聞き取りの情報でございますけれども、参加者の方からは、いい仕組みであるというようなこととか励みとなった、それから自分たちの活動が認められてうれしいというような声を多数いただいているということでございます。

それから、仕組みに対して多くの事業所の賛同を得ることができまして、特に市内にございます30ほどの金融機関の支店の皆さんにつきましては、手数料なしの全面協力というのをいただいてスタートを切ることができたというような状況でございます。

続きまして課題です。

課題ですけれども、やはり新規のボランティアの方、それから若年層のボランティアの方、こういった参加者の増加というところが一つ大きな課題かなというふうに捉えております。それから、地域におけますボランティア活動団体ですね。支え合いを行っていただくような団体の増加、こちらも次の課題かなというふうに捉えております。

こういった課題につきましては、第2期の地域福祉計画とか活動計画、そういったものにおけます主要な課題・目的と同じになりますので、オール可児で取り組んでいく、そういっ

た課題だというふうに認識をしております。

ページをめぐっていただきまして2ページ、翌年度に向けてということで、今やっていることも含めまして説明をさせていただきますと、今、関係部署と社会福祉協議会によります推進委員会というPTを設置しております。この中で、ポイント交付の基準と詳細な内容、それから具体的な対象活動、そして対象活動の年次スケジュールですね。今年度からモデル事業を3カ年でやっておりますが、その年次スケジュール等の案を作成しているという段階でございます。

それから、新規ボランティアの、参加者増加のため、これは先ほどの課題なんですけれども、その参加者の増加のために、キッズクラブなどのボランティア、そういったグループを紹介するホームページを今開設する準備をしております、やっと準備が完了しつつありまして、1月の初めにはこういったものをアップしていくことができるという状況でございます。こういったホームページをごらんいただきまして、こういったボランティアをやってみたいなということで興味を持った方を、社会福祉協議会が仲を取り持って始められるような入り口のところをわかりやすくするというようなことをやっていただくように調整をしております。

そして、今後は地域福祉活動促進というようなことが市としての大きなテーマでございますので、そういったことを福祉部局と連絡調整を密にしながら、地域包括ケアシステム、こういった構築も課題となっておりますので、そういったところとも連携をとりながら、地域の支え手の増加を図っていくというようなことで考えております。

続きまして、地域経済の活性化の側面からでございます。

まず現況としましては、協力店の数273店舗でございます。業種としましては、ここにございますとおり、ショッピングセンターからスーパーマーケット、ホームセンターとありますが、割とコンビニまで幅広い店舗が御協力いただいております。

Kマネーにつきましては、現在2,427万8,000円分を発行しております、交付させていただいた人数、団体を含めた人数が1,446件でございます。このうち、換金された分が今1,238万円という状況でございます。

続きまして、成果ですけれども、こちらは市内の消費に一定の貢献をしたというふうに捉えております。これはアンケートをとっております。住宅リフォーム助成金とか、これまでKマネーを受け取った方へアンケートをお願いしております、このアンケートの結果、この事業の取り組みに対して「大変よい」というふうに答えていただいた方が36.5%、「よい」というふうに答えていただいた方が40.1%、「どちらとも言えない」という方が13.6%、「よくない」というのと「非常によくない」というのを合わせまして2.6%、「無回答」が7.2%というような状況でございます。

課題としましては、Kマネーの発行量の増加というふうに捉えております。こちらのほう、発行量をふやすことによって経済効果を上げるというようなことですので、この辺が課題ということになります。

翌年度に向けてになりますけれども、こちら関係部署と商工会議所によります推進委員会というのをつくっております、その課題でありますKマナーの発行量と協力店の増加、こちらを273店舗と言わず、どんどんふやしていきたいというふうに考えておりますので、そういった増加策、どのようにすればいいかという案を作成しているところでございます。

それから、新規協力店の確保のために、協力店の紹介をします協力店ホームページというのも開設をしております。これを見ていただければどんなお店で使えるのか、そのお店はどういったものを売っていただいているのか、プレミアムはどうか、そういったものを紹介するようなホームページですので、利用者の利便性、それから協力店のインセンティブをここで上げていければというようなことで進めております。ぜひごらんいただければと思います。

それから、新年度では、報償費とか補助金のKマナーの振替額、こちらのほうの増加を図りたいということと同時に、Kマナーの市民の皆さんへの一般販売というのもしていきたいというふうに考えております。

続きまして、3ページをごらんください。

こちらは、Kマナー事業のこれまでの報道とか、広報関係を少しまとめさせていただきました。

報道につきましては、新聞各社でも取り上げていただきまして、この資料のほうの3-2というのにおつけしましたけれども、こういった形でいろんなところで興味を持って取り上げていただけたなというようなことでございます。

それから、テレビはNHKの東海3県のエリアの放送で取り上げていただいた関係で、割と愛知県とかそういったところの団体からの問い合わせなんかもある、そんな影響もありました。

本日でございますが、ぎふチャン、岐阜放送のStation!という番組があるんですが、こちらのほうでKマナーについて扱った番組をやっていただきますので、ぜひごらんいただければと思います。時間は、18時15分から19時までの間のいずれかのタイミングというふうに聞いておりますので、ちなみに私も出ますのでぜひごらんいただければと思います。大分カットされていると思いますけど、余談でした。

それから、次に広報・宣伝ですが、CTKもこちらのKマナーのシリーズを組んでいただいて特集をしていただいたりとか、FMららなんかでも取り上げていただいてありますし、あと商工会議所の会報、それから社会福祉協議会の「こころん」なんかとも連携して外に出していったようにしています。

自治会長研修会ってありますけれども、今年度の5月10日に行われました自治会長研修会は、地域の支え合いとか地域福祉とか、こういったことをテーマに開催したんですけれども、この中でKマナー事業の説明をさせていただいております。

それから、商工会議所の異業種交流会での意見交換なんかもありましたし、先日、産業フェアで黄色のTシャツを着てPRさせていただきましたけれども、そういったこともやって

おります。

今後の予定としましては、この事業のPR動画の作成をやっていきまして、こういった内容はどういうものなのかというのがわかりやすく説明できるようなものとか、ボランティアの参加を呼びかけるようなCM、そういったものをつくってユーチューブにアップ、要はホームページから動画として見られるような形にしたりとか、それとかCTKなんかでの放送、そんなふうにどんどん発信をしていきたいなあというふうを考えておりますし、あとミニコミ誌なんかでも取り上げていただけるように今話をしておるところで、そういった特集をしていただく予定でございます。

それから、視察についても多くいただいております、これまでに11の市町村議会、それから1の研究機関から御視察をいただいているというような状況でございます。以上です。  
委員長（板津博之君） それではこれより質疑を行います。

委員（山根一男君） ちょっとお尋ねしますが、ボランティア登録、当初の話では3団体ほどということでしたけれども、今年度、427名の内訳で、所属している会の大体の数でもいいんですけども、いかがになっていますでしょうか。それと、ボランティア登録者に対しての付与ポイントというのはわかりますか。

地域振興課長（坪内 豊君） 主な団体の人数になりますけれども、宅老所がやはり一番多くて、14の宅老所があるんですけども、そこに159の方が活動してみえます。それから、キッズクラブも、これは各小学校にありますけれども、こちらで52の方がボランティアをやってみえます。

それから、移動支援は現在のところ2カ所ですね。帷子、それから広眺ヶ丘の2カ所が対象になっておりますけれども、ここでは88の方が活動してみえるというような状況、主にはこういった状況でございます。

委員（山根一男君） ポイントは大体どうですか、その427名に対して。

地域振興課長（坪内 豊君） いろんな声をお聞きしておりますけれども、大変活動してみえるというか、出が多い方につきましては、もう上限まで行ったという方も話を聞いておりますし、それぞれ多い方、少ない方というのが混在してみえるというようなことで、でも割とたくさんの方がポイントをためてみえるというふうには伺っております。

委員（山根一男君） 総合ポイントというのは計算できないですか。要するにまだ換金はされていないわけですね、こちらのほうは。

地域振興課長（坪内 豊君） 翌年度の四、五月に換金ということになってまいりますので、年度締めでそのポイントを計算していくということになりますので、今の時点では途中でどれぐらいためてみえるかというのは伺っていないものですから、そこは把握しておりません。

委員（山根一男君） ちょっと私が知りたいなあと思ったのは、今までの換金額1,238万円うちの1%がプラスになるんですね、確か。12万3,000円か。そうすると、社会貢献システムで生まれてきたポイントに対して、これ自体はお金を生まないものですから、それとこの1%が合うのかどうなのか。合わせなきゃいけないかどうかわかりませんが、そ

の辺の観測というか、見きわめはいかがなものか。その考え方がいいのかどうかも含めましてですね。

地域振興課長（坪内 豊君） 社会貢献協力金で全部のポイント部分を補うというのはいけません。その一部分に充てさせていただくということになるんですが、基本的にはいろんな経費、事務費が600万円ほどかかってまいります。そういったところの一部分として充てさせていただくという、システム全体を支えていくための財源として使わせていただくというのが協力金というような形で捉えております。

委員長（板津博之君） ほかに発言ございませんか。

副委員長（山田喜弘君） Kマネーの販売についてですが、どのくらい販売したいのかということと、先ほど金融機関は全面協力していただいて手数料なしと言っていますが、これはふえても手数料なしで協力いただけるのでしょうか。

地域振興課長（坪内 豊君） まず販売の予定額ですけれども、来年度、初めてのことでそんなに大きくは今は捉えていません。500万円程度から始められればと。これが好評であればふやしていけばいいのかなというふうに考えておりますが、まず初めは500万円程度から始めたいということで、検証しながら進めたいなというふうに考えております。

金融機関の御協力ですけれども、現時点では全面協力という声をいただいておりますので、これが5億円、10億円となったらどうなるかというのは何ともしようがないんですけれども、もともとの趣旨を御理解いただいて始まっておりますので、今後もそういったお願いをしていきたいなというふうに考えております。

委員長（板津博之君） ほかに発言ございませんか。

委員（小川富貴君） 山根委員と山田委員の質問にもかかわるところですけれども、こういった紙幣を発行すれば、発行額、金額に対する歩どまりというのが出てくると思うんですね。例えば4,500万円、ないしは5,000万円発行すれば、もらっても使わない人、なくす人、いわゆる歩どまりはどの程度というふうに考えていらっしゃるのでしょうか。要するに、こっちから見れば変な話ですけれども、得しちゃう金額ですよ。その割合が要するに経費にも換算してくるところなんですね、一般的に紙幣を発行する母体としては、そこら辺をどの程度と捉えていらっしゃるのか、全く考えていないのか。

地域振興課長（坪内 豊君） 金額換算まではしておりませんが、以前プレミアム商品券というのを実行委員会が平成21年度と平成22年度にやっております。このときにどれくらいそういった歩どまりというんですか、使われなかったものがあつたかということ、非常に少なかったんです、実際は。ですので、恐らくそれから推計すると、そんなに大きな額ではないであろうというふうに捉えております。

委員長（板津博之君） それではほかに。

委員（小川富貴君） もうこれ、始まりましたね。それで、いろんなボランティアの方たちにポイントが行っているというところなんですけれども、以前もちょっとお話ししたんですけど、とりあえずは子供の子育てのところとお年寄りのところを対象にする。今後の対象は

また考えていくというところなのですが、うちの地域で今一番詰まっているのが、ロードサポーターの問題が結構大きいんですね。もうやめて、市にやらせればいいというような話も出ているところですけど、そういったところに次の団体、呼び込む団体というふうな展開はどのように考えていらっしゃるんでしょうかね。ボランティアとしては一緒なのに、今までは一緒だったわけです。同じボランティアだったんです。ただ認められてよかった、いい仕組みだという一方が出てきて、一方は大変な仕事を現実的に担っていてもというようなところがあるわけですけども、そこら辺はどうなんでしょうかね。

地域振興課長（坪内 豊君） まず、子育て世代の安心づくりということ、それから高齢者の安気づくりというところにスポットを当てて、今対象活動というのを決めていっているという、それがモデル期間というような設定をして進めているところでございます。

確かに、いろんな方々から御意見を伺うこともこの8カ月なりにありまして、そういった御意見をいろいろ伺いながら、この事業をまずは始めているわけなんですけれども、それでどういうふうなものになっていくかというのを今確認しながら進めているところなんです。それを次のステップにどう反映させていくか。これは経済の側面でもそうなんですけれども、それはもう1つステップアップした段階で考えていくべきことなのかなというふうに捉えております。以上です。

委員長（板津博之君） ほかに発言はございませんか。

委員（小川富貴君） Kマナーと上に書いてあるものがロゴですか。これが実際に、真ん中あたりにKマナーというふうに書いてあるんですか。1回見たいなあと思うんですけども、本日お持ちですか。

地域振興課長（坪内 豊君） そうですね。新聞記事の2ページ、ちょっとこれ、大きくしたもののなんですけど、デザイン的にはこういった形ですので、これでイメージしていただければよろしいかと思えます。

委員長（板津博之君） ほかに発言はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、私のほうから一言ちょっと申し上げたいんですが、せんだって、議会だよりのチョットおじゃましますというコーナーで、帷子の青色回転灯パトロールの出発式へ取材に伺って、隊長・副隊長、それから品川自治連合会長と懇談というか、取材をしながらKマナーの話になりまして、今70名青色回転灯パトロールのボランティアの隊員が見えるということで、やはりKマナー、地域支え愛ポイント制度ができてからボランティアの方がふえたと。それはやはりやればやるほどポイントがもらえるということで、結局、当初懸念しておった本当にボランティアがふえるのかという部分は、その青色回転灯パトロールについては私も直接現場でそういった御意見を伺ったものですから、かなり効果が出ているのかなというふうに思っておるところでございます。また、視察対応もふえておるところも鑑みますと、こままでのところ非常にうまくいっているんじゃないかなというふうに思えます。

今後、やはり経済効果を上げるという部分で、またボランティアのホームページも開設す

るということですので、本委員会としても注視をさせていただいて、いいことがあればまた、悪いこともですけれども、報告をいただければというふうに思いますので、また来年度も頑張ってやっていただきたいと思います。

それでは、この議題については終了とさせていただきます。

次に、報告事項４．可茂広域行政事務組合視聴覚ライブラリーについてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

市民部長（西田清美君） そうしましたら、４番目の可茂広域行政事務組合視聴覚ライブラリーにつきまして、御説明をさせていただきます。

この可茂広域行政事務組合の視聴覚ライブラリーの廃止ということにつきましては、本議会の議案第73号、第74号で御提案をさせていただいているところでございます。総務企画委員会にて規約の変更、それから財産処分等について御審議をいただいたところでございます。

この視聴覚ライブラリーの所管につきましては、市民部生涯学習文化室でございますので、これまでの協議の経過、そして今後の運営形態につきまして、生涯学習文化室長から説明を申し上げます。

生涯学習文化室長（堀部建樹君） 資料に基づきまして報告をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

お手元の資料、資料ナンバー４でございます。視聴覚ライブラリーについてということで用意をさせていただきました。

まず１つ目、これまでの経緯としまして、可茂広域行政事務組合視聴覚ライブラリーは、高価な16ミリフィルムなどの教材を可茂地域10市町村で共同で購入・活用していくことを目的に設立され、一定の成果を上げてまいりました。

しかしながら、近年は安価なDVDなどが教材の形態、利用の主流となるなど、メディア環境が大きく変化してきました。それに伴いまして、視聴覚ライブラリーの利用が減少というか、頭打ちになっておりまして、そのあり方が課題となってまいりました。

一方で、管内の市町村担当者会議におきましては、視聴覚教材の活用による共通体験の必要性、それから年間1万3,000人を超える利用の実態を考えますと、直ちに視聴覚ライブラリーを廃止することはできないという意見が多数を占めました。

そこで、視聴覚ライブラリーとしましては、一部事務組合の運営形態から、より効果的・効率的な方法を検討することになりまして、その結果、管内のいずれかの図書館がその業務を引き継ぐことということで担当者レベルでは合意をいたしました。それで、管内市町村担当者会議、それから同じく課長会議におきまして、平成27年度から美濃加茂市立図書館が視聴覚教材等を引き継いで、その貸し出し業務を行うということで合意をいたしました。

今後ですけれども、視聴覚ライブラリーの教材のうち、DVDの教材のみを美濃加茂市立図書館が引き継ぐと。ライブラリーの中にはDVD、ビデオ、さらには16ミリフィルム、それからそれらを見るためのハードがあるんですけれども、そのうちのDVDを美濃加茂市立

図書館が引き継ぐと。新たな教材の発売が少なく、年々老朽化していくばかりの16ミリフィルム教材、あるいはVHS（ビデオ）教材については、あらかじめ管内市町村に対して取得希望調査を行って、その有効活用を図りつつ処分するというで一応話を進めました。

それから、新規教材の購入につきましては、美濃加茂市がその予算の範囲内で行うと。当初、関係市町村で負担し合うことを前提にさまざまな方法を検討いたしましたけれども、購入した教材の帰属の問題、あるいは契約上の問題等がありまして、適切な方法がなかったということで、美濃加茂市が今後の補充につきましても美濃加茂市の予算でやっていただくということになりました。

この3番目、効果につきまして、既に図書等の貸し出し業務を行っている図書館に移管することで、効率的な運営が可能となるということ。

それから次のページ、裏側へ行きますが、土日も利用することができる。これまでは週の4日間しか貸し出しを、それもウイークデーしかやっていませんでしたけれども、図書館ですから土日も利用することができるなど利用者の利便性が向上します。

それで、先ほど部長のほうからもお話がありましたけれども、各市町村議会での手続きにつきましては、部長が説明をさせていただいたとおりでございます。

その他としまして、DVD以外のビデオであるとか、それから特に16ミリフィルムにつきましては、可児市の社会教育視聴覚協議会がボランティアで貸し出し業務を行いたいという意向を示していただいております。

その実現の可能性について、あらゆる面から検討をさせていただいているところでございますが、16ミリフィルムにつきましては、結構公民館とか小学校で映写をしますと、その機械とかフィルム自体が今は物珍しいものですから、子供たちが非常に興味を示すということもございまして、保存して貸し出しをしていきたいという意向をお持ちでございます。

差し当たりまして、現在のところまでの現状でございますが、以上のようなところでございます。

委員長（板津博之君） それでは、これより質疑を行います。

発言はございませんか。

委員（中村 悟君） 中身はわかりましたが、これ、金額規模でいうとどのぐらいの金額の話ですか。

生涯学習文化室長（堀部建樹君） 購入をした時期もまちまちでございますので、トータルとして幾らというのはちょっとここではわかりません。

ただ、今、ちなみに16ミリフィルムを、長さにもよるんですけども、1本買おうとすると10万円とか12万円とか、それぐらいの金額が必要であるということを伺っております。

委員（山根一男君） 認識が足りなくてまことに申しわけないんですけど、今までどこでこれは貸し出しをしていたわけですか。

生涯学習文化室長（堀部建樹君） 美濃加茂市の可茂総合庁舎の中の一角にございます。

委員（山根一男君） それで、主にどのような内容、要するに可茂広域でやろうとしてきた

実態の中でどのような映像が主にあって、結果的に歴史的な価値のあるフィルムなのか。フィルム自体が歴史的に価値があると言っていますけれども、その辺の内容についてはいかがですか。

生涯学習文化室長（堀部建樹君） 今のは、16ミリフィルムに特化したお話でよろしいでしょうか。

委員（山根一男君） はい。

生涯学習文化室長（堀部建樹君） 16ミリフィルムですと、現在といたしますか、解散の前で76本ほどお持ちです。

内容は、例えばアニメがかなり多いんですけれども、有名なところだと、クマのプーさんであるとか、それからあと人権関係などのフィルムも若干そろっております。一番多いのはやっぱりアニメですね。子供用ということで、そろえていただいています。具体的には一覧表はあるんですけれども、ちょっとみんな読み上げるというわけにはいかないものですから、ディズニー関係であるとか、あとは昔の例えば源吉じいさんとキツネとか、いわゆる童話といたしますか、そういうものもございます。以上でございます。

委員（山根一男君） わかりました。

それを一括して、可児市の社会教育視聴覚協議会が引き取る可能性があるというところで今なっているわけですね。

生涯学習文化室長（堀部建樹君） さようでございます。

委員長（板津博之君） ほかに発言はございませんか。

副委員長（山田喜弘君） その他のところで貸し出したいということでしたけれども、16ミリフィルム、把握できているかどうかはわかりませんが、これって専門の技師さんが要るんですかね、確か。

生涯学習文化室長（堀部建樹君） 昔は、それこそ法律でそういう資格を持った人間でないと扱えないという時代もあったようですけれども、今はある程度の講義を経た方であれば、例えばこの間まで可児市でも16ミリフィルムの映写の研修会というようなものをそれこそ社会教育視聴覚協議会の方々がやっていたりとか、そういうことでしたので、その程度で形としては、実際にやれるかどうかというのはあれなんですけれども、御利用はいただけるというふうに聞いております。

委員長（板津博之君） ほかに発言はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、この議題は以上とさせていただきます。

次に、報告事項5．文化創造センター a 1 a の音響設備の再利用についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

市民部長（西田清美君） 報告事項5の文化創造センター a 1 a の音響設備の再利用についてということでございます。

この音響設備の更新に伴って発生いたします、従来使用していた設備の再利用並びに処分につきまして、9月30日に更新の工事が完了いたしました。そして、再利用の状況につきまして、11月に完了いたしましたので、生涯学習文化室長のほうから説明を申し上げます。生涯学習文化室長（堀部建樹君） お手元に用意させていただきました資料ナンバー5、A4の横でございますけれども、一覧の表が1つありますけれども、そちらと、追加で出させていただきますその下の追加資料、この資料に基づきまして御説明をさせていただきたいと思っております。

先ほど市民部長のほうからお話がありましたけれども、本年の7月から8月にかけて、文化創造センター a 1 a 主劇場と小劇場、そしてミキシングルームの音響設備の改修工事を行わせていただいたところでございます。工期は9月末ということでございます。

昨年度の予算決算委員会で、撤去する機器の中にはまだ使用できるものがあると。極力再利用に努めることという御指摘をいただきました。そのような御意見をいただきまして、再利用できるものはないかということで関係者とも詰めてまいりました。

撤去した機器につきましては、可児市文化芸術振興財団の職員、それからこの工事を受注しましたヤマハサウンドシステム（株）の技術者などと慎重に検討しまして、廃棄すべきもの、それからほかの場所で使用可能なもの、さらに予備として確保すべきものなどに分類した上で結論を出させていただいたものでございます。

お手元の表は、主なものをまとめたものでございます。

表のほうをごらんいただきまして、例えば左側にミキサーというのがありますけれども、これは6台あったんですけど、要は操作卓と言われている、よくテレビとかで出てくると思うんですけども、それが6台ありましたところ、3台につきましては移動用など予備として保管しまして、2台は公民館で使用することができました。

それから同様に、スピーカーとしましては、主劇場、小劇場、ミキシングルーム、みんなで234台のスピーカーにつきまして、180台を文化創造センター a 1 a で引き続き利用、それから22台は公民館や福祉施設へ移設して利用することができました。

それから、この中のアンプはかなり消耗が激しいものですからもう既に使えなくなっていたものがかなりあったんですけども、そのうち6台を文化創造センター a 1 a に残して、11台を公民館とか福祉施設へ移設することができました。

そのほかの機器としまして、例えばCDプレイヤー、ラジカセ、マイクロフォン、それからこれらの機器を格納しておくラックであるとか取り付け金具など、1,123基のうち749基を文化創造センター a 1 a に残しまして、41基を公民館や福祉施設に移設することができました。内容としては以上でございます。

なお、追加資料につきましては、公民館とか福祉施設のどの施設にどういうものを移設することができたかということで、一覧表でまとめさせていただいております。以上でございます。

委員長（板津博之君） それではこれより質疑を行います。

発言はございませんか。

委員（小川富貴君） これ、要するに再利用という形で出していただいたんですけれど、議会のほうでいろんな意見を先回言わせていただいて、その結果、このような形になったという捉え方でよろしいですか。

生涯学習文化室長（堀部建樹君） さようでございます。

委員（小川富貴君） 議会が具申をしなければ、これは全くそのままスルーされていたという理解になるわけですか。

生涯学習文化室長（堀部建樹君） これまであったものを取り出す中で、これは再利用できるんじゃないかという方向性が出ていたかもしれませんが、それは何ともいえないところなんですけれども、小川委員が言われるように、スルーしていた可能性もあるかとは存じますが、仮定のお話なので何とも申し上げかねるところはございます。

委員（小川富貴君） 新品で換算することはできないんですけれども、おおよその金額として、この合計でどの程度生きたというふうな換算が可能でしょうか。

生涯学習文化室長（堀部建樹君） これはちょっと難しいところでございます。計算の仕方とか、そういうものによっても違ってくると思うんですが、単純に残存価格で10%とか5%で見るとか、そういうふうでしたら多分出るのかなあとは思いますが、果たしてそれが小川委員が求められる数字になるかどうかというのは、ちょっとこの場ではお答えしかねるところでございます。

委員（小川富貴君） 物すごく面倒くさいですよ、計算するとね。物すごく面倒くさいんですけれど、とりあえず議会が提案してこのようにやってくださった。残存が10%でも20%でも構わないんですが、おおよそ、大きなところだけでも出るものを出していただけたらというふうに思います。以上です。

委員長（板津博之君） 意見ということですね。

生涯学習文化室長（堀部建樹君） かしこまりました。少しお時間をいただくことになると思いますけれども、やらせていただきたいと思います。

委員長（板津博之君） その他発言ございませんか。

委員（澤野 伸君） 議会の中で意見ということ、もう1つあったのが、こういう特殊機器なんかは販売したらどうだと。中古に関しての付加価値があるもの。そして、また部品については個々で売れるんじゃないかという意見もあって、そういったものについての回答をちょっといただきたいんですが。

生涯学習文化室長（堀部建樹君） そのような御意見もいただきましたが、可児市文化芸術振興財団の、先ほど申し上げましたけれども、音響の担当であるとか、それから受託業者などの判断も仰ぎまして、再利用できるものについては利用、または予備として確保すると。使用に耐えないであろうと判断したものに限っては廃棄するという方針で処理をさせていただきました。

耐用年数も全部のものが過ぎていきますので、補修用の部品も製造期間を過ぎているため、

今後のケアもなかなか難しいであろうと判断しまして、再利用が可能なものにつきましては、文化創造センター a 1 a で確保するという形をとらせていただきました。

委員長（板津博之君） ほかに。

副委員長（山田喜弘君） これ、スピーカー等って耐用年数は5年から10年の話だと思えますけど、劇場用で再利用していただくのはいいんですけれども、これによって求められる質というのは、今だと本当にデジタル化していて、どんどん性能がよくなっていきますよね。その辺についてはどういうふうを考えて、例えばスピーカーを180基残したとかというのは……。ちょっと説明してもらえますか。

生涯学習文化室長（堀部建樹君） 説明が少し足りなくて申しわけございません。

スピーカーの180基といいますのは、例えば楽屋とか、それからホールの外側ですね。中ではあるんですが客席の外側の通路のようなところに、それこそ天井に埋まっているようなこういうスピーカーが各所にございます。大体それだけでこのうちの150個ぐらいがそういう類いのものでございます。ですので、それにつきましては現在変える必要はないものですから、それにつきましては残してそのまま使わせていただきました。ですから、この180基のうちのほとんどがそういう形でございます。

委員長（板津博之君） その他発言はございませんか。

委員（山根一男君） 本当に再利用していただいてよかったと思えますけど、これ、公民館はどうやって、皆さんに希望をとったんでしょうか。使い勝手といいますか、かえって使い勝手が悪いとかいうことはないんですか。それは手をかけないかんかもしれませんが。

生涯学習文化室長（堀部建樹君） あらかじめ各公民館には全て確認をとりまして、連絡所長を通じて希望をとらせていただきました。

それで、当然専門の技術者が、今ある、そのときまである機械とそれを撤去したときに、その中の何を残して何を撤去して、新たに文化創造センター a 1 a にあったものを使うかということ専門家の目で検討していただいて、それで持って行って、実際につないで音を出して検証をしておりますので、今のところ使い勝手が悪いとか、それから支障とか、そういうのはいただいておりません。

ちなみに、福寿苑とか可児川苑とかは、いわゆるカラオケを、これまでずっと長い間使っていてらっしゃってかなり古くなってきたものですから、それを取りかえるということを見せていただいたところ、非常に御利用していただいている皆様からは好評をいただいております。以上でございます。

委員長（板津博之君） ほかに発言はございませんか。

委員（小川富貴君） これでルートがいろんな形で展開できる、2次利用というルートが開かれたというふうに思うわけですが、まだ展開できる要素もひょっとしてあるんじゃないかというようなものってありますか。例えばさっき澤野委員がおっしゃった、市民に対してこういうものがありますけれどもいかがですかみたいなもの。オークションだとかの展開はどうなんだろうね。結構あると思うんですけどね、ニーズは。

生涯学習文化室長（堀部建樹君） そちら辺につきましても、検討はさせていただきましたけれども、1つは、市が広く市民一般に提供するというものが、例えば極端な話、耐用年数も過ぎていきますし、先ほど申しましたけれども、壊れても直す部品がないというものを広く市民の皆さんにお売りすることが果たして是か非かということがございまして、今回は控えさせていただきます。

それにつきましては、ちょっとまだ結論は出ていないもんですから、なかなか出ないところかなあというところで今回は控えさせていただいたという背景がございます。

委員（小川富貴君） わかりました。廃棄処分ね。はい、承知しました。

委員長（板津博之君） よろしいですか。

それではほかに発言ございませんか。

〔挙手する者なし〕

では、この議題については以上とさせていただきます。

次に、報告事項6、「公園育みあい事業」募集概要についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

都市整備課長（三好英隆君） 資料ナンバー6で、「公園育みあい事業」募集概要を説明させていただきます。

まず、公園の育みあい事業とは、市民の皆さんに公園をより一層身近なものに感じてもらうために、親しみを持って利用できる場になることを願って、公園のベンチ、遊具等を市民の皆様からの寄附で設置する事業でございます。

次のような方や場面での寄附を想定しております。公園を利用し、また公園に思い出のある個人・団体・企業等の方々、結婚・出産・退職など心に残る人生の記念や思い出に、大切な人への感謝の気持ちをあらわすきっかけに、企業等の社会貢献活動の一環として等を今想定しております。寄附いただいたものにつきましては、名前や簡単なメッセージなどを表示した記念プレートを取りつける予定をしております。

設置する公園につきましては、市が管理する公園、市内224カ所の公園を想定しております。公園内の設置場所につきましては、寄附をいただく方と都市整備課のほうで協議をさせていただいて決定をさせていただきます。

応募の資格につきましては、個人、団体、企業を問いません。寄附していただくベンチ、遊具等の種類につきましては、市で用意するカタログから選択をさせていただきます。また、寄附者がそれ以外のものを希望する場合は、協議の上選定することができます。

財産の帰属等につきましては、寄附物件につきましては市に帰属でございます。

裏ページをめぐっていただきまして、先ほど説明しました記念プレートの仕様と記入例につきましては、材質につきましては、金属製のしんちゅう製でございます。大きさにつきましては、幅が150ミリ、高さが60ミリ、厚さが1ミリのしんちゅう製でございます。

記入できるものは、寄附者名（20文字以内）、個人名、団体名、企業名を想定しております。メッセージにつきましては、40文字以内でございます。公園等にふさわしくないものに

については、表示することができないというふうに考えております。記入例はこういったものでございます。

応募の方法につきましては、寄附申し出書に必要事項を記入しまして、可児市建設部都市整備課のほうへ提出をしていただくことになります。

応募から設置までの流れにつきましては、応募していただきまして、審査、寄附受領決定、代金の振り込み、設置工事ということで完了ということになります。全て設置と設置工事につきましては、一般社団法人の日本公園施設業協会で行っていただくことに予定をしております。

最後、例を見ていただきますと、一応ベンチの例が2つ載せさせていただいております。メッセージプレートを背中のところにつけさせていただいて、背つきベンチにつきましては、設置込みで195,000円、背中がないものにつきましては、14万5,000円相当を想定しております。以上でございます。

委員長（板津博之君） これより質疑を行います。

発言はございませんか。

委員（澤野 伸君） この事業というのは全国的なものですか。可児市独自でやられているんですか。

都市整備課長（三好英隆君） この事業につきましては、東京都、名古屋市、近くでは半田市とか一宮市と全国の市町村のほうで行っている事業でございます。

委員（澤野 伸君） ベンチがこういうもので、しんちゅう製だと規定されているんですけども、例えば岐阜県なんかでいくと、間伐材等々の促進なんかもやられているので、こういうものを利用すると補助が出るというのはたしかあるはずなんです、県の事業で。そういうものもリンクさせる、これにリンクは難しいかもしれませんが、もう少し岐阜県だったらそういうものを利用するという手だてというのは、この事業だったらしんちゅうになっちゃうんですけど、せっかく岐阜県のものであれば、ベンチということであれば、間伐材を利用したような特色あるようなものが僕はいいなあとっておったんですが、そういう検討というのは、補助金も県のほうからもあるはずなので、どうなんでしょう。

都市整備課長（三好英隆君） 委員御指摘のとおりだというふうに思っております。県の間伐材とか木材の利用につきましては、市が行う事業に使わせていただきたいと思っております。

それと、あと木材につきましては、どうしても防腐剤とかそういった処理をしても、やはり10年ははっきりいってもちません。ですから、こういったものにつきましては、ある程度対応ができる材質ということで今考えておる次第でございます。以上です。

委員（小川富貴君） ある程度ってどの程度なのかわからないんですけど、せっかくの好意は期間限定で、10年ぐらいが妥当ではないかなあと思うんです。であれば、おっしゃったように、岐阜県の可児市で岐阜県の木を使ってやると。新しいうちだけでいいんじゃないんですか。10年、20年、30年必要ないわけですから、10年ぐらいをめでにしたものもいいんじゃないかなあというふうに思うんです、まず1点目ね。

2点目は、公園育みあい事業、どう見たって、ださいというのかな、育みあいというのがね。例えば、公園の次に片仮名で「ハグ」で組みあうという、せっかくの公園にベンチですから「ハグの組みあい」とか、「育み」を平仮名にして、「あい」をラブにするとかというような言葉を出したほうがきれいだし、訴えるところがあるんじゃないかなあとと思いますが、いかがでしょうか。

建設部長（西山博文君） 実は、これは私が維持管理課長のころにこういうものができかなあと、全国でも始まっておりましたので。この仮称で育みあい事業という、上にちょっと育みというハグを入れたいなあと考えておったんですけど、今、Kマネーとか、そういう中ですので、何か考えられないかなあとということで、皆さんからいいアイデアがあればそういう名称にしていくことは考えていく必要があるのかなと思いますけど、思いとしては、やっぱり公園というのは、今、団地や何かにある公園が、子供が大きくなると、公園というのがだんだん疎遠になってきております。だから、公園というのはやっぱりみんなに関心を持っていただきたいなあと。

実は、公園というのは駐車場にならんかなとか、そういう意見が非常に多いんです。公園というのはただ遊ぶだけじゃなくて、防火上とか景観とか、いろんな役割もあるわけなんです。ですから、公園をみんなで育てていってもらいたいというところで、ちょっと私はこういう名称を入れてみて、皆さん、確かにそういう意見が出てくる話もあるんじゃないか、いいアイデアがあればそれはそれでいいというふうに思っておったんですけど、そういう思いがございます。

それと、今、私はこういうベンチの中で、今課長が話しましたが、確かに県の間伐材とか、そういう話もあって、担当部署としては、ある程度統一感のある遊具にしたいと。それだとか、寄附していただければ年数がある程度もつものもいいんじゃないかなあとこの思いをしておるわけなんです。今は確かにいただきまして、例えば数年でもという前提の中で、逆にむしろそのほうが安い金額で寄附していただける可能性もありますので、そういう前提の中で説明する中で、そういうものも検討の余地にするという手はあると思いますので、今後、まずスタートはこういうことでやりますけど、そういう点は検討させていただきたいというふうに思っております。以上です。

委員（澤野 伸君） 大変前向きな御意見をいただいたので、感謝申し上げます。

寄附する側も、例えば県に貢献、地元にご貢献するという思いもあわせてできますし、やっぱり入り口として間口を広げてあげるという部分も大事なことだと思いますので、ぜひ検討していただければと思います。よろしく申し上げます。

副委員長（山田喜弘君） これ、どの程度の品目というか、値段の上限・下限とか、今、想定してありますか。

都市整備課長（三好英隆君） 想定につきましては、カタログにつきましては、今の10万円から20万円ということになるかと思いますが、想定外ということ、例えば企業からの寄附で、例えばコンビネーションの遊具とか、そういったものについても一応御相談に乗らせていた

だいて、どここの公園にこういうものをつくりたいということになれば、場所とか、そういったものは検討させていただいて、協議の上ということになります。

委員（山根一男君） 代金は、日本公園施設業協会に直接振り込むとありますけど、これは寄附金の控除とかそういったのは一切関係なくやるということですね。

都市整備課長（三好英隆君） 寄附金につきましては、可児市の応援ふるさと寄附金と同様に扱うことができる、これは税務署のほうと協議済みでございます。

委員長（板津博之君） ほかに発言はございませんか。

委員（中村 悟君） 大変いいことかなとは思いますが、これを見たときに第一印象が何を思ったかという、寄附してベンチでも何でも入れてもらうことはいいんですけど、前提として、多分あらゆる公園に必要なものはベンチであれ何であれあるんだろうという前提からいくと、寄附してベンチや何かを出してもらうことはいいんですけど、どこにそういうものを置くのかなと単純に思ったんですけど、当然必要と思われるものが備えてあるところにこういう寄附のものを置くということに関しては、極論を言うと、寄附したいと思う人がいても、実はこの公園には必要ないですよとかということもあり得るかなと思うんですけども、その辺のことはどんなふうに考えたらいいですかね。

都市整備課長（三好英隆君） やはりその辺はちょっと決めつけるというわけではございませんので、寄附される方と寄附内容とか、寄附の場所とか、一応協議をさせていただきまして決めさせていただくということになりますので、カタログ等も用意させていただくんですけど、先ほどもちょっとお話ししましたように、こういったもの、違うものも、ここならこういうものを寄附したいということなら、それは御相談に乗っていただいて、なるべく寄附をいただくように前向きに検討したいというふうに思っております。

委員長（板津博之君） ほかに発言はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それではこの議題も終了とさせていただきます。

以上で報告事項は終了となります。

ここで休憩といたします。

開始から時間も長時間たっておりますので、10時40分まで休憩とさせていただきます。

この後は協議事項となりますので、関係する部署のみ残っていただき、それ以外の方は御退席いただいて結構です。お疲れさまでございました。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時40分

委員長（板津博之君） それでは、これより会議を再開します。

協議事項1．空き家等の適正管理に関する条例についてを議題といたします。

まず協議事項1の1．逐条解説についてでございますが、事前にこちらにつきましては、サイボウズのほうに資料を掲載していただいておりますので、委員の皆様、既に見ていただ

けたかというふうに思いますが、この逐条解説（素案）につきまして、御意見をいただきたいと思ひます。

それに当たって、私のほうから素案の若干解説をさせていただきますので、委員の皆様には申し上げますが、あくまでもこの空き家等の適正管理に関する条例は、議会発委で成立したものでございますので、その点を十分御承知おきください。

それと、この条例は、空き家の利活用についての条例ではないということもしっかりと頭の中に入れておいていただいて、これからの説明を聞いていただきますようお願いいたします。

それでは、ちょっとはしょっての説明になるかとは思いますが、まず1ページ目の定義、第2条のところでございますが、説明の部分ですね。この条例に使われている用語を説明していますというところですが、第1号、空き家等の部分で「建物」とはというふうに書いてありますけれども、これにつきましては、建築基準法から抜粋したもので、具体的には戸建て住宅、それから共同住宅、店舗併用住宅、店舗・オフィスビル、工場、倉庫（納屋、物置）ということになっておりますけれども、あと、車庫（カーポート）というものが考えられるんじゃないかということで、このようにうたっております。

「その他の工作物」というところですが、これにつきましては、門扉や塀なども入るといふような素案となっております。

また、一番最後の「になりますけれども、「居住その他の使用がなされていないことが常態である」という文がこの第2条の(1)の部分に書いてあるんですけれども、居住その他の使用がなされていないことが常態であるとは、おおむね1年以上人の居住や出入りがない状態をいいますということで、この部分もまたちょっと確認をお願いしたいと思います。

次、2ページのほうに参りまして、第3号の部分ですが、第3号の部分ですが、「所有者等とは」というふうにありますけれども、これは保安上危険な建築物等に対する措置（建築基準法第10条）において、措置の対象となる所有者、管理者または占有者に加え、相続人（民法第2章）、相続放棄人（民法第940条）、それから賃借人、その他の管理責任のある者をいいますということで、あとはちょっと飛びまして、第5条、情報提供の部分ですが、説明の部分で、管理不全な状態にある空き家等について、どなたでも市長に情報提供することができます。情報提供は、別に定める情報提供書によるほか、口頭、その他、適宜の方法により行いますということですが、この情報提供書でございますけれども、様式第1号というものが、資料が多くて恐縮ですが、ナンバー7-2というもののうち、空き家等の適正管理に関する条例施行規則（素案）の中ほど、ページ数が載っていないものですから、ちょっと数えますか。10ページ目かな。別記様式第1号（第3条関係）というものがあまして、管理不全空き家等情報提供書というものがこの第5条の情報提供書に当たりますので、これもちょっと確認をお願いいたします。

続きまして、3ページのほうでございますけれども、第6条の部分で、当該空き家等の状態及び所有者等の把握に必要な調査を行うことができるとありますけれども、説明の1項の

中ほどに、調査とは空き家等の状態を把握する現地調査、近隣住民や自治会等からの聞き取り調査、所有者等を特定するための登記簿調査や戸籍調査などをいいますということで、この第6条でいう調査とはそういうことになります。

また、説明の第2項ですけれども、市長は管理不全な状態の判断に必要な基準を設け、危険度や老朽度などを判定しますと。また、3項のほうでは、終わりがけですけれども、目的外利用したり、外部提供したりすることができますということで、その下の部分ですけれども、目的外利用とは、市長部局内で収集した目的以外に個人情報を利用することをいいますと。例としましては、税以外の市長部局で、固定資産税の課税情報を空き家の所有者確知のために利用する場合ということです。

また、外部提供についてですけれども、外部提供とは、市長部局以外に対し、保有する個人情報を提供することをいいますと。例1として、市長部局から市教育委員会やほかの行政機関へ空き家の所有者確知のために、保有個人情報を提供する場合。例の2としては、自治会長等へ空き家の所有者確知のために、保有個人情報を提供する場合。ただし、この場合は、災害や事故があった旨を知らせる等、提供することが明らかに本人の利益になるときに限りますというふうになっております。

次に、第7条、助言または指導の部分ですけれども、市長は、空き家等が管理不全な状態であると認めるときは、当該所有者等に対し、必要な措置について助言または指導を行うことができるということですけれども、助言とは、説明の部分で、空き家の管理不全な状態等の解消に役立つ市の施策等を具体的に案内することや、専門家への相談を紹介することなどをいいますということで、助言についてはこういう説明がなされております。

次のページ、4ページに行きまして、第8条、勧告のところでございますけれども、説明のほうで、第7条の規定による助言や指導を行ったにもかかわらず、当該空き家等の管理不全な状態等が解消されない場合、市長は当該所有者等に対して、行政指導として必要な措置を講じるよう勧告することができますと。勧告は相当の期限を定め、必要な措置を講ずるよう文書により通知します。相当の期限は、必要な措置の内容を考慮して定めますということなのですが、相当の期限は、必要な措置の内容を考慮して定めますというところは、後ほどまた執行部のほうから説明がありますけれども、マニュアルのほうで対応をするということで、これはおおむね3カ月というふうになっております。

あと、第10条、公表の部分ですけれども、市長は、前条第1項の規定による命令を行ったにもかかわらず、当該所有者等が正当な理由なく当該命令に従わない場合は、当該所有者等に意見を述べる機会を与えた上で、次に掲げる事項を公表することができますと。

公表の方法ですけれども、市長は、命令を受けた所有者等が正当な理由がなく必要な措置を講じない場合、所有者等の氏名や住所、命令の内容等を公表することができます。公表は、市役所の掲示場への掲示、空き家等の敷地への看板の設置、ホームページへの掲載などによることとしていますと。なお、市長は公表に先立ち、所有者等に意見陳述の機会を付与しますというふうの説明をしております。

5ページのほうに行きまして、代執行の部分は大変重要だとは思いますが、代執行の説明につきましては、代執行は行政代執行法に基づいて行いますが、命令の不履行に対して本市の意思表示として規定するものです。行政代執行法に定められた手続により、戒告書、代執行令書により所有者等に通知し、代執行を行うとともに、代執行に要した費用を所有者等から徴収することとしております。

次が緊急安全措置、こちら非常に重要な部分でございますけれども、これも内容のほうを読んでいただいておりますけれども、とりあえず6ページのほうに飛びまして、第14条、立入調査の部分ですけれども、これの説明のほうで2項目に、立入調査をする職員は、その身分を証明する空き家等立入調査員証を携帯し、所有者等から提示の求めがあったときは、これを提示しなければなりませんということです。これも後ほどマニュアル等の中で説明があるかとは思いますが、このような説明となっております。

あと、第16条のほうで、空き家等審議会というふうにありますけれども、説明のところ、第9条に規定する命令について審議するなど、市長の諮問に応じ、管理不全な状態にある空き家等に対する措置に関し必要な事項を審議するため、可児市空き家等審議会を設置しますというふうに書いてあります。これも、この条例に当たっては審議会が設置されることになるということでございます。

かなり飛び飛びの拙い説明ではございますけれども、この逐条解説案につきまして、これから皆様から御意見をいただきたいと思っております。

それでは御意見ありませんでしょうか、逐条解説につきまして。

委員（澤野 伸君） 逐条解説の第12条の説明の、公告の部分ですけれども、市役所の掲示場への掲示により公告しますとうたっておりますが、条例施行規則のほうで、第7条の公表の部分の第3項の2において、可児市公告式条例第2条第2項に規定する掲示場への掲示とありまして、逐条解説だけを読み取ると、市役所だけで掲示しているということのようにも読み取れるところです。

それから、公告式条例の規定でいきますと、連絡所というのにも含まれているはずなので、読み違いは生じないかどうかの検討をちょっと委員の皆さんでお願いしたいなと思っております。

委員長（板津博之君） これにつきましては、執行部のほうとしては今の点についてどのように……。助言をいただけますでしょうか。

都市計画課長（瀨瀬新吾君） 今、澤野委員御指摘いただきましたように、規則に規定していることをこの逐条解説では簡略に記載しておりまして、ここでは市役所の掲示場のみのように受け取られますので、ここは連絡所という文字を追加して逐条解説の説明をしたほうがよろしいかというふうに思います。

委員長（板津博之君） どうでしょう。

委員（小川富貴君） 第10条が公表になっていきますよね。ここの説明のところにホームページへの掲載というところまで言及されているんですが、ここの公表と公告の整合をどの程度図られるのかについては、どういうふうに議論したらよろしいんでしょうかね。

委員長（板津博之君） 先ほどの市役所の掲示場への掲示により公告しますという部分は、連絡所ということを追加してということで皆さんよろしかったでしょうか。

今、小川委員のほうからのお話は、公表の部分で、ホームページへの掲載などという部分はこれでいいのかということですか。

委員（小川富貴君） いいんじゃないかと、この第10条の公表の部分について、公表と公告という言葉が使われていますよね。一般的に法律を周知するときは公告だけですよ。ぴろっと1枚掲示場に張ってあるだけ。それを公表という条項まで加えてより市民にわかるような形で行うということになれば、緊急安全措置については公告になっておりますけれど、括弧の中にね。公告の範囲を公表と整合をとった形で行うのか、ここのところはやっぱり公告の範疇で各支所に置く程度にとどめるのか、そこら辺をどういうふうに私たちは解釈したんでしょうねというところの確認です。

委員（澤野 伸君） 公表については、命令等々に従わなかった場合には公表するということがうたってございます。緊急安全措置は行政側から行う場合であって、それを行いましたよというのは公告になります。公表ではありません。

委員（小川富貴君） わかりました。承知しました。

委員長（板津博之君） ありがとうございます。

委員（山根一男君） 今の第10条のところ、私もちょっと認識が足りないかもしれませんが、空き家等の敷地への看板の設置というのは、逐条解説の中でのみ書かれているんじゃないかと思うんですけど、これについては、要するに他人の敷地にそういうことをすること自体は法的には問題ないんでしょうか。条例自体にそれが書かれていることによって担保がされるとは思うんですけども、どうなんでしょう。

委員長（板津博之君） 今の件につきましては、空き家等の敷地への看板の設置を行っても法的に問題がないのかということですよ。

委員（澤野 伸君） これも条例で、公表の部分でうたってございますので、その範疇におさまるとのことでの解釈です。いわゆる敷地内に当該建物は管理不全だよということの表示を出すということについては、この条例で担保されるという範疇になります。

委員（山根一男君） それは第10条の中に書かれているんですか。

委員（澤野 伸君） そうですね。そう解釈していただいて結構です。

委員（山根一男君） もし住人がそれを引っこ抜いたとしたらどういうことになるんですか。持ち主がこんなものは何で取りつけるんだみたいな。

委員（澤野 伸君） そうしますと、これは行政命令違反になりますので、行政法に従って対抗措置をとっていただくことが可能かと思えますけれど。

委員長（板津博之君） 執行部からちょっと助言を。

都市計画課長（瀧新吾君） 危険な空き家の敷地に看板を設置することについては、澤野委員御指摘のとおり第10条に基づいておりまして、具体的には規則の第7条の第3項、ここに1号から4号まで公表の仕方を列記しておりますが、その第1号で空き家の敷地に置くと

いうことを、制度的にはここで決めておるといふこととさせていただきます。これによつて従つていただくといふような仕組みとなつております。

委員（澤野 伸君） 引っこ抜いちゃつた場合はそうやね。行政法の中でも、いわゆる対抗措置はとれんといふことでしょうか。

都市計画課長（纈纈新吾君） そうですね。

委員（伊藤 壽君） この条文の関連で、公表といふのはいろいろあるわけですが、これは全て一気にやるわけではないんですか。同時にここに書いてある項目をやるといふか、審議会の意見を聞いてやるわけですか。どういふ方法でやるんですか。

委員（澤野 伸君） 済みません。命令に従わなかつた場合に順を追つて公表するといふことがうたつてございますので、そのとおりいくといふことになります。

ですので、まずは助言から入ります。助言から入つて助言に従わない。そうすると、今度は命令に入つてきて、命令に従わない場合に公表していくよといふことになりますので、この第7条、第8条、第9条の順で対応していただけない場合には公表しますよと。条例の順序どおり追つてもらえればいいかと思つたんですけど。

委員（伊藤 壽君） 済みません、前委員長に……。

第10条の關係で、逐条解説（素案）に列記してありますわね、公表はといふことで説明のところ。これっていふのは段階を踏んでやっていくわけですか、ここについても。

委員（澤野 伸君） いや、この部分の中身については全て出します、一括で。これは一括です。第10条に列記してある部分は一括表示になります。

委員長（板津博之君） 小川委員からもありましたけど、このフローチャートもちょっとお手元で見ていただきながら。

委員（澤野 伸君） 伊藤委員が言われた中身、だから一括です。

委員（伊藤 壽君） 看板の設置からホームページの掲載まで。

委員（澤野 伸君） そうです。

委員長（板津博之君） 全てです。同時です。

委員（伊藤 壽君） そうすると、ホームページへの掲載などといふふうに書いてありますけど、「など」といふことはほかにもあるといふ……。

委員（小川富貴君） 宣伝カーでもあれだね。

委員（澤野 伸君） これについては、条例の施行規則の範疇になりますので、行政側がもう一段階必要だと認める媒体があれば、それも対応するといふことになりますので、現状ではホームページといふ媒体がありますけど、さらに技術が進化して何かもう1個あれば「など」といふことになります。

委員長（板津博之君） そのほか御意見ございませんでしょうか。

フローチャートをお手元に、再度申し上げますけど、これを見ていただくと全体の流れがわかりやすいかなとは思つたので、そちらのほうも参考にさせていただきますでしょうか。

委員（澤野 伸君） フローチャートの部分については、いわゆる施行規則の素案に基づい

てのフローチャートですので、余り参考になさらないほうがいいかと思しますので、よろしくをお願いします。

我々にとっては、条文の中身についての協議をしていただくことと、逐条解説の説明書きの部分について審議をしていただくということをお願いしたいのと、あと私、先ほど申し上げた市役所の掲示場への掲示により告示しますという部分で、例えば表示の仕方ですけれども、この素案によってこれで確定していくということが、執行部のほうでいいということであれば、可児市公告式条例に基づき告示しますというふうに書いたほうが本来かなあと。説明書きには。一個一個箇所的な話をするよりも、そううたったほうが説明としてはしっくりくるかなあとと思しますので、皆さん、合意形成がとれればそうしていただきたいなあと思います。

委員長（板津博之君） 今の、澤野委員からの意見ですが、どうでしょうか。可児市公告式条例によるという文言を入れるとすれば……。

委員（澤野 伸君） 入れるとすれば、市役所の掲示場への掲示によりというところを外していただいて、今、委員長おっしゃったような可児市公告式条例に基づき告示しますと。そうすれば、あとほかの説明についても、第10条の説明についても同じように書けるということになるかと思いますが、そごがなければいいかなと思しますので、執行部にそごがあるかないかだけちょっとアドバイスをいただいたほうがいいと思います。

都市計画課長（纈纈新吾君） そごはございませんで、今、澤野委員がおっしゃったとおりの形で問題ないと思います。そのようにしたほうが明確になると思います。

委員（山根一男君） そうすると、具体的には連絡所にも全部というふうになるんですか。それだけの違いですね。間違いありませんね。

委員（伊藤 壽君） 済みません。最初はどこの条文からの話でしたか。

委員（澤野 伸君） 逐条解説の4ページ、公表、第10条の説明の2行目、市役所の掲示場への掲示の部分、それから5ページ、緊急安全措置、第12条の説明、第2項の市役所の掲示場への掲示によりという部分です。

委員（山根一男君） この解説、説明の意味ですけれども、市民にわかりやすくお伝えすることから考えると、公告式条例ですか。私もその存在自体をよく知っていなかったんですけども、それをまた読まなきゃいけないという話になりませんか。それだったら、市役所及び連絡所に掲示というほうが親切ではないでしょうか。意見ですけどいかがですか。

委員（澤野 伸君） そうですね。その辺のところを協議して、例えば列記してしまうとか、今、山根委員がおっしゃったような具体的に列記したほうが解説としては親切だと思いますし。

委員長（板津博之君） いかがでしょうか。可児市公告式条例を全て把握されている委員の方は見えないと思うんですが。

委員（伊藤 壽君） 私も、今、山根委員が言われたようなことを思ったので、最低でも例えば市役所などと、そういうふうに入れて、わかりやすくしたほうがいいのかなと思いま

した。市役所など公告式条例に基づくということですね。

委員長（板津博之君） 両方列記ということですか。

委員（伊藤 壽君） 第10条のところの説明書き、公表は、市役所の掲示場など公告式条例に基づくとか、そういうふうになればはっきりするのかなというふうには思いましたが、何か言葉を入れたほうが山根委員が言われるように、わかりやすいなというふうに思いました。

委員（小川富貴君） 公告式条例の何条にありますか。もしわかったら教えてください。

都市計画課長（纈纈新吾君） まだ御説明をしておりますが、この条例の逐条解説をいただきましたので、それをもとに規則の案をつくっております。先ほど見ていただいた条例第7条第3項第2号、公告式条例の第2条第2項に先ほどの掲示場は規定してございます。

委員（小川富貴君） ごめんなさい。聞きたかったのは、条文の内容を聞きたかったんです。公告式条例第2条第2項の条文をお持ちでしたら、ちらちらと読んで。

副委員長（山田喜弘君） 他市では、例えば土浦市だと公表の方法は、土浦市公告式条例（平成2年土浦市条例第14号）第2条第2項に規定する市役所掲示場への掲示、市のホームページへ掲載し公表することとしていますと載っておりますので、そうしたら。

委員長（板津博之君） 済みません。副委員長、もう一度お願いします。

副委員長（山田喜弘君） 公表の方法は、公告式条例に規定する市役所掲示場への掲示、市のホームページへの掲載して書けば親切になるんじゃないでしょうか。

都市計画課長（纈纈新吾君） 済みません。私の勘違いで、公告式条例に連絡所も入っているとしましたが、済みません、規定は市役所のみでございました。失礼しました。

委員（澤野 伸君） じゃあ、僕も勘違いをしておった。

市民部長（西田清美君） 市役所というのは、連絡所にあるものも市役所の掲示板ですので、含んでいるということです。

委員長（板津博之君） ということは、あえて連絡所を明記しなくとも、先ほど副委員長が……。

副委員長（山田喜弘君） 市役所掲示場への掲示といえは含まれる。

委員長（板津博之君） ということになりますかね。

市民部長（西田清美君） おっしゃってみえるように、逐条解説なので連絡所もと書くとわかりやすいということですね。

委員（伊藤 壽君） 私もちょっと誤解しておったので。

委員（小川富貴君） 市役所（連絡所含む）のほうが全体の文章としては流れるわね。

委員長（板津博之君） じゃあこの部分は、市役所の掲示場への掲示により公告しますという部分を、市役所（連絡所など）という……。

環境課長（高野志郎君） 議論がちょっとあれですけど、委員の皆さんも連絡所での公告をしたほうがいいと思ってみえるということでもいいですね。そういう解釈をされるということですよ、この公告の条文を。そういう意味に捉えているんですか。

委員（澤野 伸君） 私が指摘したのは、条例施行規則のほうで可児市公告式条例に基づい

て掲示場への掲示をすとうたっているの、そうすれば連絡所も含まれるという解釈をしておったんです。なので、これだけだと含まれないという解釈上のあれができるので、それだったらこれに基づいたほうがわかりやすいと。だから、余分にやれとかどうのこうのじゃなくて、逐条に基づくことであれば、そういうことじゃないかなということでの提案だったんですけれども。

委員長（板津博之君） その点について。

委員（伊藤 壽君） さっき山田委員が言われた文章、ちょっと済みません、もう一度。

副委員長（山田喜弘君） 土浦市の逐条解説では、公表の方法は、土浦市公告式条例第2条第2項に規定する市役所掲示場への掲示、市のホームページへ掲載し公表することとしていますという解説をつけているという。

委員（小川富貴君） 主語は「公告は」でしたね。

副委員長（山田喜弘君） 「公表の方法は」です。

委員長（板津博之君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時32分

委員長（板津博之君） それでは休憩前に引き続き会議を再開します。

副委員長（山田喜弘君） では、第10条の逐条解説については、先ほどいろんな御議論ありましたけれども、もとのままの解説文章のほうがよろしいかと思しますので、これでいったらどうでしょうか。

委員長（板津博之君） 今、副委員長からそのような提案がございましたけれども、ほかの委員の皆様。

委員（澤野 伸君） 異議なしでお願いします。

委員長（板津博之君） 皆さん、異議なしということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

じゃあ、そのようにさせていただきます。

ほかの箇所について御意見ございませんでしょうか。この逐条解説の説明文で、ここはこうしたほうが良いというような御意見があれば発言していただけますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

なければ、一旦意見についてはここで終了としまして、先に運用と、あと空家等対策の推進に関する特別措置法の説明を執行部のほうからしていただくと思うんですが、よろしいですかね。

〔「はい」の声あり〕

じゃあ次に、協議事項1の2.運用について執行部の説明を求めます。

環境課長（高野志郎君） 今の条例の逐条解説、解釈ということで御理解いただきましたものですから、前もって前の建設市民委員の正・副委員長、それから現の正・副委員長とお話

をさせていただいた中で、7 - 2 と7 - 2 を3課またがって作成をしております。これについて、規則については細か過ぎるので、フローのほうで都市計画課長のほうから説明をさせていただきますので、規則と条例をちょっと見比べていただきながら、そこまで細かい話はしませんけど、それぞれ条例5と規則3と書いてありますので、ここら辺を見ながらちょっと見ていただくといいのかなと思っていますので、よろしくをお願いします。

都市計画課長（瀧瀬新吾君）では、この資料7 - 2 のフロー図に従って説明をしたいと思います。

まず、空き家に関して、いろんな情報については、まず窓口として環境課を予定しております。これは、現在、空き地などのいろんな草木の管理等については環境課が窓口で進めておりまして、空き家についても建物もそうですけれども、空き家の敷地内にある草木に関する苦情等も寄せられることが多いだろうということで、環境課を窓口にしております。これは条例の情報提供に該当するところでございます。

それを受けまして、事前調査ということで、条例でいきますと実態調査に該当しますが、所有者の調査、あるいは受け付けた情報の整理をして調査票をつくってまいります。その後、現地を見に行くということで、これは状況によって環境課、それから防災安全課、建築指導課の3課が合同で行うということ想定しております。で、現地を調査した結果、管理が不全な状況についても調査をして、判定調査票をつくっていくということです。

その右側に移りまして、対策調整会議とありますけれども、これは環境課長の判断によって3課が方針決定のための打ち合わせをしていくということでございます。そこで方針を決めて、例えば草木であれば環境課というふうに、それぞれ各課の所管する部分について対応をしていくこととなります。そのあたりが、指導方針の決定というのがその右側にありまして、あとは、その内容によって助言・指導、それから2つ飛んで勧告というふうにあります。これは全て条例の規定に基づくものでございます。

それから、その後、勧告をしてもなお改善されないような場合、命令を出すかどうかということ判定するために判定基準に基づいて判定し、空き家等審議会に付するかどうかを決めていくわけですが、この判定の基準というものは規則の中に判定基準表がございます。規則のとしてあるものを1枚めくっていただいて、2枚目の後段からですが、別表（第4条関係）とありますが、ここに管理不全空き家等判断基準表というものがございます。中については逐一説明を省かせていただきますが、建物の木造・鉄骨造から、2枚めくっていただいたページの下の方に、鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造、建物の構造別によって判断基準を変えていきます。さらにめくっていただきますと、右側のページのところに、コンクリートブロック造・補強コンクリートブロック造というようなものも出てまいります。それぞれに建物の状況をこの判断の項目に従って見てまいります。

さらにページを進めていただきますと、左側のページに「草木」とありますが、これは空き家の敷地内にある草木の状況を見るための判断基準です。

こういったものによって点数化をし、その点数によって一定の基準を超えたものについて

は命令を出すという方向で空き家等審議会に諮問をしていくということになります。空き家等審議会で審議をして命令を出すべきだというふうになりますと、フロー図に戻りますけれども、空き家等審議会による審議というのがありますが、その右側へ行って、その所有者等に弁明する機会を設けていきます。その上で命令を出すということになります。

この危険空き家の判定の結果によっては、すぐに命令を出すまでには至らないというものは下のほうに矢印が出ておりまして、経過観察空き家というふうにあります。経過を観察して状況が悪くなければ、また命令を出す対象になってくると、そういったように流れは分かれています。

命令を出した後は、先ほど来条例の第10条の公表の関係でありましたけれども、公表予告、意見を聞いて公表する。その後、行政代執行に関連して戒告をしていくと。その後、代執行を行うというような流れになっております。

フロー図の左側の下のほうに、ちょっとオレンジっぽい字のところに緊急安全措置をとるというふうな記載がございますが、空き家等の状況によっては緊急的に措置をとらなければいけない。これは先ほどの条例の第12条の関係になりますけれども、例えば建物が倒壊しそうで危険だという場合には、最終的には解体というところを持っていくんですけども、緊急安全措置としては、その建物が倒れても影響が出ないようにトラ柵等で近寄らないようにするというようなのも緊急安全措置の一つになると思いますが、そういった安全措置などをとる場合もあるということになります。

大まかには、条例の仕組みに従って規則で必要な様式を定めたり、手続事項を定めながら、このフロー図にあるような対処をしていくというものでございます。以上です。

委員長（板津博之君） そうしましたら、続いて1の3の空家等対策の推進に関する特別措置法について、これも国との関係についてどうかという部分で執行部の説明をお願いいたします。

都市計画課長（纈纈新吾君） それでは、本日の資料の7-3でございます。

本市の空き家等の適正管理に関する条例は、来年4月1日が施行でございます。空家等対策の推進に関する特別措置法は、規定している内容によって施行日は異なっておりまして、7-3の上のほうにありますように、公布日、平成26年11月27日から6カ月以内に公布されるものとしては、立入調査に関するものや措置、具体的には先ほども触れましたけれども、市の条例にもあります助言や指導・勧告、命令、代執行まで、そういった措置に関するもの、それから法律では過料がつきますので、大きく3項目については遅くとも来年の5月27日までは施行されるものでございます。まだ現時点では決まっておりません。

法律では、それ以外の項目については、公布日から3カ月以内というふうになっておりまして、まずは市の条例によってさまざまな対応がスタートいたしますが、法が施行されると、恐らく来年の4月以降、5月の下旬までの間に施行されると思いますが、そこで市の条例を変える候補として、今のところ3つの項目があるのではないかと考えております。

条例の第9条の命令という事項がありますけれども、市が命令を出す前に意見などを聞くというのを定めています。これは空き家の条例ではなくて、市の行政手続条例という別の条例で決めておるんですけれども、空家等対策の推進に関する特別措置法では、空き家の命令に関する意見陳述等の手続を空家等対策の推進に関する特別措置法の中に特別に決めをしております。従いまして、国にも行政手続に関して法律がありますが、それを適用しないというような決めにしてありますので、法が施行される際には、市の行政手続条例の規定を適用しないといった除外規定をこの空き家の条例のほうに設ける必要があるのではないかとというのが1点目。

2点目で、条例の第10条で公表がございます。これは命令を出しても正当な理由がなく、履行しない場合に公表するという市の決めでございますが、法律では命令を出したら公表するという決めになっております。従いまして、法律が施行されますと、命令を出した時点でその事実を公表しなければいけませんので、市の空き家の条例による公表の規定は必要なくなるのではないかとということです。

それから3点目につきましては、市の条例の第11条については代執行について定めておりますが、規定では行政代執行法による代執行というふうに規定をしております。

しかし、今回空家等対策の推進に関する特別措置法のほうで、行政代執行法に基づく代執行以外に空家等対策の推進に関する特別措置法の中で別に代執行の規定を設けておりますので、それを受けて、市の条例についても行政代執行法と、それから空家等対策の推進に関する特別措置法、両方の代執行についてうたうように改める必要があるのではないかと。

以上3点が検討する必要があるものというふうに考えておりますが、またさらに内容を確認いたしまして、改正の検討があるものについては、また改めて正・副委員長のほうに御相談をさせていただくような形かと思っております。以上でございます。

委員長（板津博之君） ありがとうございます。

今の説明のように、国の空家等対策の推進に関する特別措置法の関係で、第9条、第10条、第11条については今後改正の必要が出てくるであろうということでございますので、これを市のほうで改正をしてもらうのか、ないしはこれは議会発委で成立した条例でございますので、また議会のほうから改正案という形で出すかということになるかと思っておりますけれども、またこれにつきましては、正・副委員長のほうで検討させていただこうとは思っておりますが、前委員長もおられますので、できれば議会発委という形を私としてもとりたいなというふうに現時点では考えておりますので、皆様にも御理解いただきたいというふうに思います。

ここまで執行部の説明をいただきましたけれども、質疑等ございましたら発言をお願いします。

委員（小川富貴君） さまざまな国が出す基本法などが出たときには、各地方自治体においてその自治体ごとの条例を策定するわけですが、この空家等対策の推進に関する特別措置法についての、要するに今の現行の条例で規定する以外のところの条例化は考えておみえにな

るんでしょうか。

委員長（板津博之君） 質問の意味はわかりましたでしょうか。

都市計画課長（纈纈新吾君） 先ほど委員長がおっしゃいましたように、議会で提案をされた条例で空家等対策の推進に関する特別措置法を受けて、改正についても議会として議会のほうの提案で検討されるということでしたので、今の時点で市として法律に規定してあることを全て条例化するとかというようなことは考えておりません。必要なものが出来れば法の中に規定されたことを、条例とか、あるいは規則とか、場合によってはマニュアルのような事務的なものに反映するとか、それは内容によって判断していくことかなというふうに思っております。

委員（小川富貴君） カバーできているのは空き家の管理までなんです、この条例は。空家等対策の推進に関する特別措置法は、要するに利用のところに入っている、空き家の推進に入っているわけです。市は空き家の推進をやっていらっしゃるんですけども、この法律が言っている推進で必要なものを条例化される予定はないのですかというところをお聞きしたわけです。

都市計画課長（纈纈新吾君） 法律の中で利活用に関することが決められておりますが、現時点では特にその部分について改めて市の条例に規定するということは考えておりません。法律に基づいて必要な措置をとっていくということになるかと考えております。

委員（小川富貴君） 承知しました。

委員長（板津博之君） ほかに発言はございませんか。

委員（澤野 伸君） 今、小川委員の言われたのは、第6条のことなんですよね、空家等対策の推進に関する特別措置法の。その計画があるかということですか。施行された後の話なので、まだまだ先の話なのでいいんですけど、空家等対策の推進に関する特別措置法が出ちゃっているんで、多分そのことの御質問だったと思いますので、また何かあればお示しをいただければと思いますので、よろしく願います。

都市計画課長（纈纈新吾君） この第6条では、市町村が空き家等の対策計画をつくることのできるという規定になっております。現時点で、すぐつくるといような予定はございませんが、具体的に既に空き家バンクを初めとして、可児市としてこの空き家対策に必要な措置をとりつつありますので、そういったものを進めつつ、計画の必要性が出てきた時点で検討することになるかと思いますが、現時点では考えておりません。

委員（小川富貴君） 実際、課長は今回このフローなんかを見ても、大きな役割を果たされるって、大変なことになると思うんですけど、具体的なところで、ここは代執行というような物件は把握されていますか、幾つかは。

環境課長（高野志郎君） 今回の条例でも専門知識が必要なことが大きいので、環境課の立場では今の状況ですと、そこまでは、緊急にというのはないです。

あと、消防法とかいろいろ法律があって、その中でできる範疇はあるかもわかりませんが、今、環境課として現時点ではない。今回、改めて判定票を設けてそこら辺をカバーして

いきたいと思っています。

委員長（板津博之君） その他発言ございませんか。

委員（澤野 伸君） 特にないんですけど、山根委員から御質問があったやつを追加でちょっと御説明しますと、いわゆる当該空き家に立て看板をしてあって、それを引っこ抜きちゃったというのは、本来であるなら4月が条例施行なので、そのときの対応については行政法で対応できると思います。空家等対策の推進に関する特別措置法が施行されると第14条の13で対抗措置がとられていますので、その部分について、条例よりもこっちのほうが強くなっているんで、空家等対策の推進に関する特別措置法に従うという部分での改正も必要になってくる部分もあるので考えなきゃいかんんですけど、一応ちょっと余分なことですけど。

委員長（板津博之君） そういう共通の認識を持っていただければということで、澤野委員のほうから御指摘がございましたので。

委員（小川富貴君） タイムラグが少し。

委員（澤野 伸君） そうです。

委員長（板津博之君） そうですね。国と市の条例とで。

委員（澤野 伸君） この設置条項の第14条の12で山根委員の御指摘のやつは対抗できる。その前までは行政法で多分対応できると思います。別にどっちでもいいんですけど、明確にこれはうたってきちゃっているんで。

委員長（板津博之君） ここで、ちょっと暫時休憩ということで済みません。

休憩 午前11時54分

再開 午前11時56分

委員長（板津博之君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

きょうは、時間のほうもなくなってまいりましたので、1点だけ私のほうからちょっと気づいた点をお示しして、きょうそれについてここで決定はしません。

それで、ちょっとボリュームもかなりありますし、細部にまでわたっておるので、また後日、きょうこの場で全て決めるのではなく、一旦また持ち帰っていただいて、改めてほかの部分も含めて逐条解説の精査をしたいというふうに思っておりますが、委員の皆様、どうでしょうか、お諮りしたいんですけども、執行部のほうは何か問題ありますか。

環境課長（高野志郎君） 逐条解釈をしていただいた上で規則をつくっておりますので、もし逐条の解釈を変えられるというお話でしたらうちもその準備をしないかんもんですから、規則が変更してきますので、フローも変更する可能性がありますので、それはないかな。規則がちょっと変わる可能性がありますので、なるべく早目にさせていただくと規則のほうも打てるかなと思っていますので、お願いします。

委員長（板津博之君） 1点、ちょっとまた逐条解説の部分で2ページを見ていただいて、第5条の説明のところ、括弧書きで、別に定める情報提供書という部分がまずあるのと、その次、5ページの代執行の部分で、またこれも説明の中に、上から2行目後段で戒告書、

それから代執行令書という2つの文書が明記されております。

最後に6ページの、先ほども説明の中でしましたけれども、2項目の空き家等立入調査員証という文章、これは証明書に当たるわけですけれども、これにつきまして、規則が変わった場合に具体的な名称をここに入れ込んでしまうと、その都度また逐条解説を変えていかななくてはならないということにもなるので、具体的に明記をせずに、例えば先ほどの2ページの情報提供書だったら、別に定める文書によるほかとかいう表現にしたほうがいいんじゃないかと。これは私からの意見というか提案としたいものですから、またそれも含めて今後の、今議会の会期中ではないかもしれませんが、また改めて協議会なりをやらせていただいて、これだけでまた会議を開きたいというふうに……。

委員（小川富貴君） 委員長一任でいいんじゃない、もうこのあれだったら。

委員長（板津博之君） いかがでしょう。後ほどちょっとまた執行部と相談させていただきまして、正・副委員長預かりということで、結果についてはまた皆様に御報告するというところでいかがでしょうか、お諮りをしますが。

委員（小川富貴君） 異議なし。

委員（澤野 伸君） 開いたほうが僕はいいと思いますよ。

委員長（板津博之君） はい。ほかには。

委員（澤野 伸君） これもあるので、あわせてやったほうが。

委員長（板津博之君） それでは、本日は……。

〔発言する者あり〕

委員（澤野 伸君） もうちょっとおくらせてもいいということなら……。

委員長（板津博之君） ちょっと暫時休憩します。

休憩 午後0時01分

再開 午後0時05分

委員長（板津博之君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

本日はここまでにとどめさせていただきまして、またこの件につきましては協議会等で検討をしまいたいというふうに思いますので、この議題につきましては終了とさせていただきます。

それでは暫時休憩とさせていただきます。執行部の方は御退席ください。お疲れさまでございました。

休憩 午後0時05分

再開 午後0時06分

委員長（板津博之君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

その他事項の部分に入らせていただきますが、皆様のお手元に、本来はサイボウズで先にお知らせをするべきところだったんですが、いろいろと時間がなくてきょうの配付になって

しまつて申しわけございませんが、議会報告会の意見交換の内容一覧というものがあるかとは思いますが、せんだつての議会報告会実施会議において、それぞれの所管の常任委員会ごとに絡んだテーマをピックアップしまして、このようにまとめていただきました。

それで、今後この議会報告会でいただいた、意見交換でいただいた御意見を、例えば委員会として提言するなり、または懸案事項、研究課題として調査・研究を進めていくといったような取り扱いをしましょうということで実施会議のほうで決まったものですから、ただこれ全部を全てそういうふうにするのは大変なので、また皆様で目を通していただきまして、きょうこの場ではまたお時間がかかってしまうので、これはぜひ今後の委員会活動なり議会活動の中で取り上げたいというものがあれば、また私のほうにおっしゃっていただいてもいいですし、サイボウズのほうで上げていただくということにしたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。特に小川委員なんかは、議会報告会で出たことを一般質問でもやられたりしていますので。

委員（小川富貴君） 済みませんね。

委員長（板津博之君） いやいや、それはいいことだと思うものですから、特にこの意見はちょっと取り上げてもらいたいとか、そういったことがあればまた正・副委員長のほうで最終的にはピックアップしますけれども、皆様のほうからも御意見をお待ちしておりますということでよろしいですか。

副委員長（山田喜弘君） 期限はあるのですか。

委員長（板津博之君） 期限は閉会日までとさせていただきます。22日までにこれを持ってきてもらってとかという形でもいいんですけれども、できればサイボウズのほうに上げていただく。サイボウズにはこの後データで上げさせていただきますので、そちらに何かコメントしていただいても結構ですので、よろしく願いいたします。

委員（山根一男君） 要は、委員会として何か取り組むべきテーマがこの中を含めてあるかどうかということですね。

委員長（板津博之君） そうですね。

それではほかに発言はございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、本日の建設市民委員会をこれで終了します。お疲れさまでございました。

閉会 午後0時10分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成26年12月15日

可児市建設市民委員会委員長